

第二十二回 参議院社会労働委員会會議録第二十五号

昭和三十年七月十二日(火曜日)午前十一時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 小林 英三君
理事 常岡 一郎君
加藤 武徳君
竹中 勝男君
山下 義信君

委員

榊原 亨君
高野 一夫君
谷口弥三郎君
横山 フク君
田村 文吉君
森田 義衛君
阿具根 登君
河合 義一君
吉田 法晴君
相馬 助治君
有馬 英二君
長谷部ひろ君

國務大臣

厚生大臣 川崎 秀二君
労働大臣 西田 隆男君

政府委員

厚生政務次官 紅露 みつ君
厚生省医務局長 高田 浩通君
厚生省労働局長 高田 正巳君
労働省労働基準局長 富樫 總一君
事務局側 常任委員 草間 弘司君
会専門員

第七部

社会労働委員会會議録第二十五号 昭和三十年七月十二日【参議院】

常任委員 多田 仁己君
会専門員 磯部 巖君
常任委員 磯部 巖君
常任委員 高戸義太郎君
会専門員 中 原 武夫君
参事(第一部 第一課長)

法制局側

本日の會議に付した案件

○けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法案(内閣提出、衆議院送付)

○結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○歯科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(小林英三君) ただいまから委員會を開きます。

本日は、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法案を議題といたします。

まず提案理由の説明をお願いします。

○國務大臣(西田隆男君) ただいま議題となりましたけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

わが国における業務上の疾病の予防とその疾病にかかった者に対する補償につきましては、労働基準法及び労働者災害補償保険法においてこれを保障しているところであります。

しかしながらこれら労働立法において保障せられております業務上疾病のうち、けい肺につきましては、他の業務上の疾病に比し、きわめて重篤な疾病でありまして、金属鉱山等遊離けい酸粉じんを発生する場所労働する者がこの粉じんを吸入するため、肺に特殊の結節を生じ、このため呼吸が困難となり、結局死に至る不治の病であります。その病状はまことに悲惨なものであります。また、外傷性せき髄障害につきましては、鉱山における落盤、高所からの墜落などによりせき髄を損傷し、ために神経系統の麻痺を来す病状であります。これまた、けい肺と同様に不治でその症状のはなはだ悲惨なものであります。

このように、これら二つの特殊の業務上の疾病は、労働者が職場において罹患し遂に回復することのできないままに死に至るものであります。先年までは、一般の認識が薄く、また治療と予防の対策のないままに放置され来たったものであります。しかるところ終戦後これに関する関係方面の関心が急速に高まり、政府といたしましては、これら特殊の業務上の疾病については、一般の業務上の疾病に対する対策のほかに、特別の保護を与えて患者の生活の安定をはかることが緊要であると存じ、人道的見地に立つて愛情ある保護の手を差し伸べるべく、さしあたりその前提として、昭和二十三年以来けい肺罹患の実態把握のため、けい肺巡回健康診断を行い、また労災病院

の一環としてけい肺専門病院を設置いたしますとともに、けい肺試験室を設け、その予防と治療について研究してきたところであります。さらに昭和二十四年には、労、使及び学識経験者からなるけい肺対策審議会を労働省に設置し、けい肺全般についての対策の樹立と行政的保護措置の推進に努めて参つたのであります。

また、一方、民間におきましても、金属鉱山関係を始め、この病気に関係のある方面におきましては、早くからけい肺の治療と予防とが大いに問題となつて人道的社会問題としてその重要性を認識されて参り、国会におきましても御承知の通り、いろいろと論議のあつたところであります。

政府は、これら諸般の情勢を勘案し、けい肺対策審議会に具体的結論を得られるよう要請して参りましたところ、昨年十月審議会から政府に対し、一部につき労、使の意見対立を包含した中間報告が行われたのであります。しかし、政府としては、事態を延々と放置すべきにあらずと認め、審議会の中間報告その他を勘案し、諸般の資料に基づき法案の作成を急いで参りましたところ、本年四月に至り法案要綱の決定を見るに至りました。よつてけい肺対策審議会及び社会保障制度審議会に法案要綱につき諮問いたしましたところ、これについて両審議会としてはいろいろ議論はありますが、今日の段階において、これにより立法手続をと

ることを全員が了承いたし、その旨の答申を受けたのであります。

よつて政府は、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法案を策定し、ここに提案の運びとなつた次第でございます。

次に、この法案の概要について申し上げます。第一に、この法律施行後、まず政府がみずから関係労働者についてけい肺健康診断を行い、症状の厳正適確な把握と給付の確実性を期することをいたして参ります。次いで使用者は関係労働者を新規に雇い入れる時と、原則として三年に一回、けい肺健康診断を行わせることといたして参ります。

第二に、けい肺健康診断の結果については、使用者からその資料を都道府県労働基準局長に提出いたしまして、けい肺審査医の診断又は審査により、けい肺の症状を決定するのであります。これはけい肺症状の決定が一般には困難であるため、症状の決定によりこの法律上の効果として作業の転換の勧告が行われ、また転換給付、療養給付、休業給付が支給されることとなりますので公けの立場において公正に適確に症状の決定をいたすこととしたのであります。

第三に、けい肺健康診断の結果、けい肺の症状が進行して第三症度または特別に早く第二症度にかつた者に対しては、都道府県労働基準局長が作業の転換を勧告して、療養を要する段階に至らぬよう病勢の進行を及ぶ限

り防止する措置を講ずることとし、この勧告に従って作業を転換した労働者には、通常、賃金が不利となるのであらうことにかんがみ、一カ月分の賃金相当額を転換給付として支給することとしたしております。

第四に、作業の転換が企業間において行われがたく、ためにやむを得ず離職した労働者に対しては、政府は職業紹介、職業指導等についてできるだけ適切な措置を講ずるよう努力いたしますとともに、他面、さらに進んでこれら離職した労働者のために就労のための適当な施設を政府において設置、経営して、その生活の安定をはかるよう努力いたすこととしております。

第五に、けい肺第四症度、すなわち休業して療養を要する段階に至った労働者につきましては、現在労働基準法または労働者災害補償保険法で三年間の休業補償と療養補償とを事業主の全額負担において行なっておるのでありますが、この法律によりさらに引き続いて政府が二年間の休業給付と療養給付とをすることとしております。外傷性せき腫障害にかかった者についてもこれと同様の給付をいたすこととなっております。

第六に、転換給付、療養給付及び休業給付に要する費用につきましては、その三分の一は国庫が、その三分の二は使用者が負担することとしたしまして、使用者の負担金の徴収につきましては、原則として労災保険の保険料の徴収に準じて政府が徴収することにしたしております。

第七に、この法律の施行に万全を期するために、新たに中央、地方を通じ

けい肺検査医を置きまして、けい肺健康診断等について公正を期しますとともに、労働者にけい肺審議会を設置することとし、法施行に遺憾なきを期しております。

なお、この法案におきましては、休業給付、療養給付等の諸給付につきまして、労働者の生活に不安なからしめるため、公租公課の賦課、差し押え等を禁止し、あわせて不服申し立ての道を開くことにより一段とその保護を厚くいたしております。

以上がこの法案提案に至る理由と経過及びその概略の内容であります。不始で悲惨な症状を呈するけい肺と外傷性せき腫障害にかかった労働者に対して、一日も早く現状に即し、できるだけの特別の保護を加えたく願する次第であります。何とぞ、御審議の上すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。

なお、衆議院におきましては、以上のような政府が提出しました法案に対して、主として次の諸点について社会労働委員会において各派共同修正案が提出せられ、満場一致で可決せられております。すなわち、

第一に、本法案による定期のけい肺健康診断のほか、常時粉じん作業に従事する労働者で、労働基準法に定める定期の健康診断の際に、肺結核にかかっていると診断された者に対しては、そのつど、けい肺健康診断を行わなければならないものとする。

第二に、勧告によって粉じん作業以外の作業に転換をした労働者について、三年以内ごとに一回、けい肺健康診断を行うこと。ただし、そのうち症

状が進行しないものについては、自後けい肺健康診断を行わないものとする。

第三に、本法に基づく給付に要する費用の負担の割合を国庫二分の一、事業主二分の一に改めること。

第四に、本法に基づく給付についてこの法律の公布の日から昭和三十年八月三十一日（本法案施行前日）までの間に打ち切り補償が行われた者について、二年間支給することとあります。

以上この際申し添えます。

○委員長（小林英三君） 本案に對します質疑は、次回以後にいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員（小島三郎君） 御異議ないものと認めます。

○委員長（小林英三君） 次に、結核予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず提案理由の説明をお願いします。

○國務大臣（川崎秀三君） ただいま提案されました結核予防法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

本改正の第一点は、市町村長の行う定期の健康診断の対象者の範囲を、小学校就学の始期に達しない者を除くすべての一般住民に拡張することとしたこととあります。

従来一般住民に対する健康診断は、厚生大臣が指定する区域を管轄する市町村長がその区域内に居住する三十才未満の者のみを対象として毎年定期にこれを行なつてきたのでありますが、一昨年厚生省が実施した結核実態調査の結果、結核があらゆる地域に、またあ

らゆる年齢層に広範に蔓延している事実が判明いたしましたので、区域の指定及び年齢の制限を廃止し、小学校就学の始期に達しない者を除く一般住民全部を対象として健康診断を行い、もつて結核予防対策の強化を期せうとするものであります。

なお、小学校就学の始期に達しない者につきましても、毎年定期に健康診断を行つたが、一昨年望ましいことはもちろんであります。この年齢層の結核患者の発生は家族内における感染に起因する場合が多く、従つて従来より都道府県知事が実施して参りました患者家族に対する定期外の健康診断を一層強化することにより、おおむね患者の把握が可能と考えられますので、これを定期の健康診断の対象者から除外することとした次第であります。

本改正の第二点は、定期の健康診断の回数と政令で定めるものとしたこととあります。これまで定期の健康診断は一律に毎年一回行ふものとされていたものでありますが、結核実態調査の結果に照らしましても、結核発病のおそれがあると診断された者等発病率の高い者については、毎年一回の健康診断では不十分であることは明らかでありますので、定期の健康診断の回数を政令に委任し、対象者の区分に応じた適当な回数を政令で規定することとした次第であります。

本改正の第三点は、病院の管理者に對し、結核患者が入院したとき、所定の事項を保健所長へ届け出る義務を課し、保健所長が行う家庭訪問指導その他患者対策の一そう強力かつ円滑な推進に資することとしたこととあります。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されますよう御願いたします。

○委員長（小林英三君） 本案に對します質疑は、次回以後にいたして、次に移りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員（小島三郎君） 御異議ないものと認めます。

○委員長（小林英三君） 次に、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑をお願いします。

○相馬治治君 質疑に入る前に一点伺つておきたいと思ひますが、社会労働委員会はかつての厚生委員会と労働委員会の二つの審査していた議案を對象とする今では他の委員会に比べて非常に仕事を多く持つておる委員会だと、こゝろふに思ふのです。そこで委員長におかれては、もちろん理事諸君と十分に法案の審議の速度といふものについて御考慮を払つておるものと確信してありますが、労働関係の重要な法案と、厚生関係の重要な法案が併立して今進んでおりますが、この法律のあるものについては、各党派間において政治的な見解の相違が直ちに反映して、きわめて議論の多い法律があると思ふ。ところが、ある法律については、さういふことはほとんどないといふものもあると思ふのです。それで委員会の建前としては、相なるべく小委員会などというものを設けな

いで、すべてを本委員会に審議せしめていくことが正しいと私自身も思っておりますが、委員長におかれては、こういうふうな法律案が立て込んで参りましたことに、十分それらの点について理事諸君とも話をされて、この議事進行について御考慮あらんことをあらかじめ私は要望しておきたいと思ひます。国会末になつてわれわれの政治的力の限度をこえた法案の審議を要求されても、われわれの責任でないといふことをここで申し上げておきます。

○委員長(小林英三君) 今相馬君から御発言のありました点につきまして、委員長理事等におきまして、できるだけ御期待に沿うようにいたしたいと思ひます。

○吉田法晴君 ちよつと速記をとめて御相談を申し上げたいのですが。

○委員長(小林英三君) 今の問題ですが、今の問題であれば大体私が申し上げたように……

○吉田法晴君 理事会で相談して……

○委員長(小林英三君) 相馬委員のおっしゃった点につきましては、当委員会の運営につきまして、委員長理事打合せ等におきまして、それらを含めまして、そのようにいたしますということをお願いいたします。

○委員長(小林英三君) 速記をとめて。

○委員長(小林英三君) 速記を始めて。

○高野一夫君 業務局長に伺つてみたのでありますが、この猛毒の作用を持つた農薬関係、この取扱ひあるいは監督と申しますか、取締りと申しますか、そういう面について厚生省と農林省との間に何かいろいろ方針に食い違ひがあるようなことがないものかどうか、その辺のところは円滑に行つておりますかどうかといふことを一つお伺ひしたい。

○政府委員(高田正巳君) 今回特定毒物という制度をこの法案の中に創設いたしましたので、この特定毒物の中には農薬関係が大部分でございます。それと農林省との意見の違ひ点あるいは調整のついでにおらないような点はないか、円滑に行つておるか、こういう御質問かと思ひます。この点につきましては、結論的に申し上げますと、両省が十分に相談をいたしまして、一定の線を打ち出して法令をきめ、あるいは運搬を両方から出しておるといふような関係でございます。その間に何らのそごといひますか、気持の隔たりといひますか、さういふものはございませぬ。しごく円滑に参つておると私は存じております。その一定の線が打ち出される前におきましては、これはもういろいろと両省お互ひの立場におきまして議論をいたします。これは当然のことでございます。十分に議を尽くしまして、一定の線を打ち出した上におきましては、両方が別々の指導をいたすといふふうなことは全然たゞいまのところ現われておりません。さういふことはございませぬ。

○高野一夫君 すると猛毒物の農薬の取締りは、すべて毒物及び劇物取締法一本で取り締まることになっておりますか、また農薬関係の取扱ひについては、農林省で別個の法律か規則か何んかありはしないかと思ひますが、農林省の方でそういう面の所管の局があるようでありませうけれども、農薬として取り締まる、扱ふという場合と、毒、劇物として取り締まる、扱ふという場合と、何らかそこに食い違ひが起るようなことはありませうか。今のお話では、ないようにならうと思ひますが、農薬として見た場合、毒物、劇物として見た場合と、物は同じであるけれども、その見方のいかんによつては、取扱ひと申しますか、あるいは農民に対する指導といひますか、そういう点について何らかの差異が起りがちではないかと懸念するわけですが、懸念する必要はありませうか。

○政府委員(高田正巳君) 御指摘のごとく農薬につきましては、農薬取締法という、農薬としていろいろ取り締まる法律がございまして、これは農林省がその指導に當つておられるわけでございます。従いまして毒物及び劇物取締法と農薬取締法と両法律の対象になる農薬があるわけでございます。さういふ場合におきましては、たとえば農薬取締法の方を十分私承知いたしておりませうけれども、農薬としての製造許可を得ておつても、同時にそれが毒物、劇物に當るものでありますれば毒物、劇物による製造の許可を要するといふふうなことに、二重に規制をされる関係に相なるのでございまして、その間に何らかそごを来たすようなことはないかという御質問でございます。

○高野一夫君 御質問の具体的な御趣旨を十分に私聞き取りすることができておらないかも知れませんが、たとえば農林省で毒、劇物である農薬の製造登録をする前には、私どもの方に連絡をいたしましてやつておる、こういうふうな取扱ひもいたしておられますし、なおこの農薬取締法の関係におきましては、製造販売の登録というふうなことがむしろその取締法の中心になつておるもので、この毒物及び劇物取締法が保衛衛生の確保上いろいろ規制をいたしておりますことは、おのずからそのねらいが少しずれております。さういふ法律のねらいの少しズレと、なお、ただいま製造業の登録で申し上げましたように、両省の事前の連絡といふふうな点によつて高野先生御心配のような点は、目下のところないものと私は承知をいたしておるのでございませぬ。

○高野一夫君 今の業務局長のお話のように、重要な農薬はほとんどすべてが毒物または劇物になつておる。そうすると、それは農林省所管の農薬取締法の取締り規制を受け、一方においては、毒物であり劇物である意味においては、この毒物及び劇物取締法の規制を受けなければならない。ところで毒物及び劇物取締法は、できるだけ保健衛生の立場から危害のないようにいわれる取り締まるということに主眼を置いておると思ひます。一方の農薬の方の取締り内容は承知いたしませんか、とにかく農薬を使うという立場からいいますと、農産物の発育、生産といふことにはできるだけその農薬を有効に使用させる、こういうことにねらいがある

わけでありませぬ。従つて、一方はたゞ非常な取締りに主眼を置き、一方は多少の危害があつてもやむを得ないからできるだけ農産物の生産を増強させるために農薬を使わせる、こういうふうな多少なりともそのねらいが少し違ひ点がありはしないか。そこで農協が扱い、あるいはそのほか農村で扱う実態を見ましても、どうもこの毒物、劇物による農薬の取扱ひといふことが、毒物及び劇物取締法の精神とは相当隔たつておるような感じを実際持つわけなんです。そこでもしこれを一本化する

ことができればまことにけっこうじゃないかと、かねがね思つておるわけですが、どちらかにでも思つておるわけですが、それはできないかも知れないが……農林省において、危害の防止といふような建前からいひまして、一方はほとんど使用して生産物をふやすのだといふ見方からいひまして、何となく私は農薬取締法と毒物及び劇物取締法の運営といふものに多少マツチしな……では少し言い過ぎかも知れませぬけれども、法の運営の呼吸といふものがどうも違つておるのじやないかしらんといふようなことを農林省の実態から見れば考えられるのですが、その辺はこれは農林省の方がおいでにならぬから、いすれまたあらためて聞いてみたいと思ひますが、厚生省の側からお考えになつて、どうでございませう。もう一度一つ……

○政府委員(高田正巳君) 農林省といひましては、所管事務の関係からいひまして、増産といふことを非常に考へております。厚生省の立場をいたしましては、その物から生ずる人間への危害を防止するといふことについて

○政府委員(高田正巳君) 農林省といひましては、所管事務の関係からいひまして、増産といふことを非常に考へております。厚生省の立場をいたしましては、その物から生ずる人間への危害を防止するといふことについて

○政府委員(高田正巳君) 農林省といひましては、所管事務の関係からいひまして、増産といふことを非常に考へております。厚生省の立場をいたしましては、その物から生ずる人間への危害を防止するといふことについて

○政府委員(高田正巳君) 農林省といひましては、所管事務の関係からいひまして、増産といふことを非常に考へております。厚生省の立場をいたしましては、その物から生ずる人間への危害を防止するといふことについて

○政府委員(高田正巳君) 農林省といひましては、所管事務の関係からいひまして、増産といふことを非常に考へております。厚生省の立場をいたしましては、その物から生ずる人間への危害を防止するといふことについて

○政府委員(高田正巳君) 農林省といひましては、所管事務の関係からいひまして、増産といふことを非常に考へております。厚生省の立場をいたしましては、その物から生ずる人間への危害を防止するといふことについて

非常に配慮をいたしてある。これはおのずからその役所の立場上、それぞれ立場からものを考えるというところ、さういふ気持の上に重点的な差異があることは御指摘の通りでございます。このことは、毒物及び劇物取締法と農薬取締法の建前上のズレというより、なにもから来るものではない、むしろ何を主眼にその役所がものを考えるかというところの方から参るものと存するのでございますが、先ほど申し上げましたように、さういふお互いの観点から一定の線を見出し、議論をかわすでございます。

もう少し具体的に申し上げてみますと、改正前の法律では十六条でございしますが、その十六条によりまして指定されたこの毒物につきましては、それが今度特定毒物ということにしていただこうという改正案になっておるわけでございますが、その取扱いにつきまして、十六条によつて、事実上の基準を定める政令を出すということに相なるのでございます。その政令を制定いたします場合には、両省がたとえは二化メチルにつきましますパラチオンというふうなものについて、この防除作業を個人にまかせていいか、あるいは農業協同組合とか、森林組合とか、さういふふうな団体防除でやらなければならぬかというふうな点、あるいはこれはこれに必ず指導員をつけてやらなければならないか、あるいは実地の指導員の指導まではいかなくても、全般的にこの指導を受けてやればいいのだというふうなことを載せるとか、さういふふうな具体的な点につきましまして、お互いの立場々々から十分にその

実情というものを説明し合ひまして、そうしてそこで一定の線を出しまして、パラチオンの場合には、実地指導員の実地の指導のもとにやらなければならぬ、あるいはこの防除作業は個人個人がやつてはならない、団体でやらなければならぬ、さういふふうな一定の線を打ち出しまして、それを政令として定めてやつておるようなわけでございます。従ひまして、なお厚生省といたしまして、増産の大事なることは十分私どもも了承をいたしまするし、農林省といたしまして、もちろん人間の保健衛生、ことに人命の尊重ということは十分わかるわけでございますから、お互いに自分の立場から論じ合ひつつも、お互いの、先方の立場を尊重いたしまして、一定の線が打ち出される次第でございます。これが打ち出されれば、自後の指導は、これは厚生、農林両省が共同に指導をいたします。本年も主としてパラチオン——有機燐製剤の危害防止運動を展開をいたしましたのでございしまするが、さういふ際には両省が共同して指導をいたします。その間におきましては何らの相違がない、まあさういふふうな関係になっておるのでございします。いささか実情を詳しく申し上げます、御参考に供しました。

○委員長(小林英三君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め。本案につきましまして、他に御発言がございませぬようでしたら、質疑は尽きたものと認めて御異議はございませんか。

○委員長(小林英三君) 御異議がないものと認めます。それでは討論を省略いたしまして直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案について、賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林英三君) 全員と認めます。よつて全会一致をもちまして、本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議におきます口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成、その他の手続につきましましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議はないものと認めます。それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とせられる方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名

河合 義一	榎原 亨
阿具根 登	吉田 法晴
山下 義信	有馬 英二
谷口弥三郎	常岡 一郎
高野 一夫	長谷部ひろ
横山 フク	田村 文吉
相馬 助治	竹中 勝男

○委員長(小林英三君) 次に、歯科衛生士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑を願います。

○山下義信君 私は、前回に現在の歯科衛生士のやつておる仕事と、今回改正しようとする歯科衛生士としての仕事のこの関係を伺つたのです。それで予防と治療との関係というものが、正しきところからいへば、それは予防と治療とは何と云うか、専門的な近代医学の傾向はほとんど分離しがたいような関係にあるという医師局長の答弁である。さういふ答弁から推しますと、歯科衛生士を歯科衛生婦に改めようとする考え方の上に、法律の建前というか、立法意思というか、さういふことに非常にこの不明瞭なことになるので、政府の今回改正しようとする意思をはつきりわれわれによくわかるように、納得のいけるような説明を得たいということを、本委員は質疑をいたしておたのです。私のたまたま申し上げる前回はそのときの答弁の一部でもあつたのです。私は重ねてこの際伺つておきたいと思うのですが、かりに歯科衛生士という現在の名称に本案が修正されて、歯科衛生士という名称のままにしてさういふことにして、さういふことは男女共通になし得るということに相なつたならば、私は現在提出されておる法律のその立法の目的と非常に違つてくると思うのですが、政府の当局の考えはどう考へておられるかということですが、私は、いや、歯科衛生士という名称にこれが直されて、しかもそれが男女共通になつても、今回提出した立法のその目的はちつとも歪曲されない、変化を受けないということであるのか

どうかということ、ここで私は聞いておきたい。私は、いやしくも政府当局が法律を出して、その法律によつて何らかの制度をここに新しく打ち立てようとする、従来の制度を改正しようとするさういふ目的で法律を出して、審議の途中において信念を失つて、どつちでもいふようなことを答弁の中にほめておいて、しかもその立法の目的が、ほとんどその内容が換骨奪胎せられて当初の立法意思に反するようになつて行かれても、なおかつ、てん然たるような態度は私は、提案者として非常な無責任であるといふことを、この際は申し上げたいと思つておる。従つてこの法案をいやくも出して、それが大法案であらうと小法案であらうと、提案者であるところの政府が研究が未熟であるのか、考えが固まつていないのであるか、所信がないのであるか、きわめてさういふ点に對してそのとおつておる態度が何と云うかあいまいであつて、さうして立法の目的に非常に大きな変化を与えるようなことに対して、所信がないようなことであるならば、私は責任をも追及する。私はさう思います。これから審議がどうなるか私は存じませんが、法律の提案者は責任をもつてもらなければならぬというのを思うので、私はこの歯科衛生士という名称にこれがかりに修正されて、男女共通にこれがなつてよろしいということになれば、ほとんど提案の目的は私は失われていくのじゃないかと思つて、あまり責任をもつて、さういふ提案をしたような新制度をあくまでやるのか、どうかということ、これは一種の

政府の——小さいものであるけれども、一つの政府の信任問題であります。私はそう思う。その点を明確に、政府の、これが衛生士というところになって男女共通になれば、この提案の目的とはすっきり変わった制度になるのかどうか、この法律の提案の目的と大差がないというかどうか、私はこの責任のある説明をこの際しておいてもらいたいと思うのです。

○政府委員(高田浩運君) 先般来申し上げておりますように、今回の歯科衛生士法の一部改正の内容をいたしまして、業務の拡張に因連して女子をすることが建前とすることを明記するということをいたしました。これは、きわめて重要な点でございます。この点は、将来歯科衛生ないし歯科医療の分野において歯科医師とそれからこれら補助者との関係というものをどういうふうに考え、どういうふうに持つていかうかということに因連すると私も考えておりますし、その意味においてこの点を重視しておる次第でございます。と申しますのは、今日意上男女の区別については特別なものはないのでございまして、しかし何と申しまして、社会的にその活動なりあるいは職分なり、あるいは家庭上におけるウェイトなり、そういう点から、男女の間に職業ないし職業遂行についてのやり方、あり方等について相違があることは、これはいかなる事実があるかと思ひます。そなたの意味におきまして、根本的に一がいに男性、女性ということと区別するのには通俗的過ぎるかもしれませんけれども、将来のことを過去の経験等に徴しまして考えます場合

におきまして、少くともそういう観点からして歯科医療、歯科医師の仕事というものを中心に考えた場合において、そういう仕事に直接する補助者が男性である場合は、女性である場合よりもよいに歯科医療ないし歯科医療に因する歯科医師法違反的な行為に陥りやすい誘惑にかられる機会が多いと考えられるのでございまして、この点あるいは杞憂かもしれませんが、少くとも過去のいろいろの経験に徴して、そういう点を私どもも心配をいたしまして、従って患者に直接するこういう補助者につきましては、やはり男性であるよりも女性の方が歯科衛生、歯科医療全般に因する行為に陥るという点から見て、きない考え方だと思つておる次第でございます。そういう意味におきまして、従来の仕事——従来の歯石の除去であるとか、あるいは薬物の塗布であるとかいう仕事も患者に直接する仕事でございますし、かてて加えて従来看護婦の仕事でありました歯科診療の介補という、いわゆる患者に直接する仕事を加えます場合におきましては、仕事に当りてもやはりこの部分の仕事は女性に担当してもらつた方が建前にするといふことを、法律上もはつきりさせるというところが、私どもは必要じゃなかつたかと思つておる次第でございます。さういふ御了承願ひいたします。

○山下義信君 もう一つ、私は念のため聞いておきます。今私は仮定を前提として伺つた。どういふ御修正が出るかわかりませんが、要するところ、歯科看護婦といふ新制度を立てようとする考え方で、旧に戻して歯科衛生士という男女共通のものにしようといふことは全然違ひます。それでどういふ

うことに審議の経過がなるかしりませんが、それは国会の意思でそれを変えられたと言われればそれまでであるが、私は、この立案に当る政府当局としては所信を持ってやらなかならぬのに、われわれ委員を納得させる力がなかつたと言わなかならぬ。実のところを言つたならば、こういう制度で行くんだといふことをわれわれに十分認識させることの努力が足りなかつたといふことも言える。どういふことになるか存じませんが、そこで私は伺ひますが、これは歯科衛生婦養成所、歯科衛生婦学校というふうな種類のものを置いておかなければ、これは現在の衛生士であつた、この改正案の衛生婦であつた、試験も受からぬし、できないといふことになるんですね。これは前回質疑がありましたが、お許しを願ひたいのですが、この歯科衛生士養成所、厚生省あるいは文部省の学校、その規則は男女いづれでも学べるようになっておるかどうか、これは衛生士養成所の名称が衛生婦養成所、これはどういふことになっておりますか。現在では両方学べるようになっておるか、どういふふうになっておるか、これを念のために。みなこの資料にずっと学校が出ておる。養成所がずっと出ておる。その規則書というものは、みな男女両方が学べるようになっておるか、どういふふうになっておるかといふことを念のために聞いておきます。

○政府委員(高田浩運君) お話のように歯科衛生士となりますためには、この関係の学校ないし養成所を出しまして試験を受けるということではなければ、ほかの検定等によつてなる道はございません。

次に、現在までは御承知のように法律が、女子であるといふことをはつきりいたしておりません関係上、規則上の建前として、女子に限るといふ養成所の規定はなつておりませんが、実際の指導ないし取扱ひとして、女子のみを採用しておる実情でございます。

○相馬助治君 今の山下委員の質問に因連してお尋ねしたいと思つたのですが、この歯科衛生士法の一部を改正する法律案が提案されて後、関係している人々から陳情を受けたわけでございます。それはかつての衛生士という名前を衛生婦に改めるといふことはけしからぬといふような内容を含んでおつたのでありまして、私は最初素朴にこれを聞いたときには、何もこの名前を改める必要はないのじゃないかと、元通りでいいのじゃないかと、いふことを素朴に最初は考えたので、しかし、しさいにこの法律案を提案した政府の態度並びにその意図するところを考へてみると、これは、これはそれ相当のやうな理由と根拠があるか、どういふふうな理由と根拠があるか、私なりに気づいたわけですが、そこで、これが単に将来をおもんばかつて、医療上の混乱がない場合には当然その関係者の人々が好まざる名前をあえて冠する必要はない、こういうふうな考へるわけですね。従ひまして私は二、三の点を伺つておきたいのですが、現在これに対して修正案を用意しておる向きがありますが、そういうことについては、政府自体は御承知でございますか。御承知だとすれば、その内容について熟知されておりますか。

○政府委員(高田浩運君) 先般も御質問がございましたけれども、この法律案を提出いたします場合においては、ある程度関係者の意向等も念のために伺ひまして、そして提出をいたしました。よりな次第でございます。その後やはり名前の問題を、従前の名前にしていただきたいという陳情が関係者の間から相当盛んに行われたという事実は承知いたしております。それ以上は知りません。

○相馬助治君 修正案の意図するところは、私どもが伝え聞くところによりますれば、名称を元に戻すといふことであると同時に、現行法にその精神を再び求めるというふうな了解しておるわけですね。そういうふうな了解をいたしまして、建前上は女子の子になつておる。そしてその養成所の運営も女子の子といふものを対象としておるといふのが、積極的に男子を禁止してはいない、従つて男子が、ぜひおれは入りたい、その養成を受けたらいいのだ、こうするならば、日本の憲法によつて保障されている基本的人権と、その法律が積極的に禁止してはいないという理由をもつて、男子の入校を拒む何ら根拠はない、こういうふうな理論上は考へざるを得ない。そこで、問題は、男子の今度には歯科衛生手なるものが生れてくる。そうしますと、由來、男と女というものを比べてみると、この種の作業をやるというものが定説であります。女の方でも代診という問題が起きるじゃないかというものが、特に男の場合には歯科衛生手なるものが生れた場合には、代診というも

のに関連して、医療上の混乱が起きないだろうか、こういうことを私は一応心配せざるを得ないのですが、厚生当局、これは特に大臣でなくて、事務局は過去の経験と指導、監督上の責任に立つ立場から、この問題に対しては、事は相變に属するかもしれないけれども、御所見あらば承わつておきたい。

○政府委員(高田清運君) ただいまお話を点が最も重要な点であるし、私もこの改正に関連をして神経を使つた点でございまして、これは男だから、女だからどうということは、議論としてはいろいろな議論ができると思ひますけれども、しかし、世の常識的な立場から考へて、男子の場合にはこれは歯科の關係であれば歯科医業違反になる行為をする誘惑にかられやすいといふことは、たとえば、技工は別でありまして、患者と直接をしない建前の技工についても、これがやはり患者と直接をして私的行為であるとか、あるいは勧誘行為であるとか、そういったことを当然やれるようにしたかどうかといふような声が同々、

一、二心得の違つた人々から過去において相当出ました経験にも徴しまして、この点は何しろ医療上の重要な問題でございまして、やはり、神経質過ぎるほど神経を使つて行つべきじゃないかと根本的には考へておる次第でございまして、そういう意味におきまして、ほんとうを申し上げれば、これは女子に限りまして、男子は一応除外するといふことが本来望ましい姿だと考へてはおりますけれども、しかし、憲法上の問題その他の点を考慮いたしまして、そういうふうなきつぱりと行けない点は残念でございましてけれども、法律上の形としては、いわゆる二本建のような格好になっておりますが、その間の原則、例外の關係は最もはつきりしておく必要があるのじゃないか、かような意味合いにおいて申し上げた次第でございまして。

○委員(小林英三君) ほかに御発言がないようございまして、質疑は尽きたものと見て差しつかへございませうか。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

うに「男子である歯科衛生士」云々といふことになりまうといふと、ここに名称の上に混乱を来たすものではないかと思われまふ。また、先ほどからいろいろ御議論もございまして、衛生士を衛生婦に改めるといふことも、在來の経過から見ましても、またその業に従事しておられる方の要望から申しましても考慮すべきものではなかつたかと思ひます。かような意味におきまして、ただいまお手元にお歸した修正案を提案をいたしたいと存するわけでありまして、朗讀いたします。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

「男子である歯科衛生士」云々といふことになりまうといふと、ここに名称の上に混乱を来たすものではないかと思われまふ。また、先ほどからいろいろ御議論もございまして、衛生士を衛生婦に改めるといふことも、在來の経過から見ましても、またその業に従事しておられる方の要望から申しましても考慮すべきものではなかつたかと思ひます。かような意味におきまして、ただいまお手元にお歸した修正案を提案をいたしたいと存するわけでありまして、朗讀いたします。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

「男子である歯科衛生士」云々といふことになりまうといふと、ここに名称の上に混乱を来たすものではないかと思われまふ。また、先ほどからいろいろ御議論もございまして、衛生士を衛生婦に改めるといふことも、在來の経過から見ましても、またその業に従事しておられる方の要望から申しましても考慮すべきものではなかつたかと思ひます。かような意味におきまして、ただいまお手元にお歸した修正案を提案をいたしたいと存するわけでありまして、朗讀いたします。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

「男子である歯科衛生士」云々といふことになりまうといふと、ここに名称の上に混乱を来たすものではないかと思われまふ。また、先ほどからいろいろ御議論もございまして、衛生士を衛生婦に改めるといふことも、在來の経過から見ましても、またその業に従事しておられる方の要望から申しましても考慮すべきものではなかつたかと思ひます。かような意味におきまして、ただいまお手元にお歸した修正案を提案をいたしたいと存するわけでありまして、朗讀いたします。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○委員(小林英三君) 御異議がないようございまして。

○柳原亨君 それから「第十二条の改正規定及び同条の次に二条を加える」何々とするのでありますが、これは原案の方をごらん下さいと、いろいろそこに試験のことが書いてありますが、そこにやはり「齒科衛生士学校を」、「齒科衛生婦学校」に、同条第二号中

も、全部この規定を削ることによって解決をしておるわけでございます。

○山下義信君　今の法制局のような説明ならば、この修正動議の今の逐条御説明になったことは無用であるということになる。今までの御説明は第二条も名称の変更をいい、その他第三条、

ますが、これはやはり名称の変更に伴いました処置であります。附則の原案の四ページの「男子である歯科衛生手について」は、この法律の規定を準用する。」というのは、先ほど御説明に申し上げました理由によりまして、「男子である歯科衛生手」を「第二条に規定す

定を準用して免許をとる道がありますよということをやったりように修正をいたしておるのであります。

○山下義信君 従いまして、本修正案は「男子である歯科衛生士」というものの名称も抹殺しようとする修正案でありますか。

うことが、すでに修正の目的と矛盾するのである。従つてこの修正案の意図を通そうとするならば、第二条も修正して、これが女子であるということも削つた方が私は修正の筋が通ると思いますが、その辺の修正の御意図はいかがですか。

○榊原亨君 たとえて申し上げますと、一番卑近な例を申し上げますと、看護婦法におきましては、看護婦は何々をする女子である。ただし、この業務を行う男子は、ということが、同じような規定で書いてあるものであります。従いまし、てそういう意味から申しまして、ここに歯科衛生士は女だと、しかしながらこれと同じような業務を行うものが万一出てきた場合は、衛生士のこの法律に準ずるのだと、この趣旨はなっております。

○山下義信君 この男女の建前のお扱い方は、看護婦法によつての御説明でわかりますが、看護婦法の場合は、すでに名称が看護婦という女性の名称が用いてありますので、従つて明らかに名称と実体を一致せしめて、この業務は女子と規定し、さらに男子がこの業務を行うことはおかしいから、男子といふこともこの業務を行うことができるように関連の規定があるのであります。しかし、今回の御修正は、女子といふことを表わす名称を御修正になつて、男女いづれでも差しつかえない名称であるから、この業務を女子といふことに第二條を置かれたという御趣旨と、それから末項の男子でもできるという御趣旨と、法律の建前とすれば私は非常に、間違つておるとは言いませんけれども、立法技術としては筋が通らぬ。従つてこの歯科衛生士を男女共通になさるといふならば、この附則のこゝいうような男子であつてこの業務を行うものなどという規定は不必要であつて、直ちに本文の第二條の女子に限る規定をこれを削除されれば、法律としては筋が通ると思ふのです。看護婦の場合は看護婦と

いう、女という名称が使つてありますから、この業務に当るものは女子という本文の本則を立てておいて、そして男子もこれに従ふことを妨げないという他の条文で関連を持たせることは、立法技術として筋が通りますが、すでにこの本修正案によりまして、衛生士といふことにいたしましたして、しかも実質上男女共通にするといふことになりまして、第二條に女子を本則とする建前を置くこと自体が、この修正全部を、衛生士を衛生士に改めるといふ趣旨一貫の上におきまして、第二條の「女子」といふことをお削りになつた方がこの法律としては趣旨が一貫するのじやあるまいかと思ふのであります。

○榊原亨君 この衛生士という名称が婦人であるといふ職業を表わすことに不適当かどうかといふことは、これは別の問題といたしまして、この法律の建前といたしましては、私がここに申しました修正案で筋が通ると思ひます。ただし、御婦人でありますから「士」とつけるのはどうも名前が不適当だといふことでございまして、これはまた議論は別であります。法律の建前といたしましては、衛生士といふのは婦人だと、これに準ずる——この法律に準ずるといふことは、法律の筋としては一応通つておると私は思つております。

○相馬助治君 関連して。これは榊原委員、山下委員もさういふことをおっしゃつていないので、「士」といふ名前にするのは、女の場合妥当でないといふことでなくて、私たちはこれに反対しておるわけじゃない。榊原さんの

修正案に私は反対しているわけじゃない。ただ、立法院に席を置くものとして、こゝいうふうな制度を改革するといふような、重要な法案に関する限りにおいては、さういふ、あとで法律の解釈上の疑義があつたり、それから立法の技術としてもあとで物笑ひになるようなことがあつてはいけなから一つはお尋ねしておるので、決して女子に衛生士の「士」といふ、さむらいを冠することは妥当でないといふ、さういふ意図を含んじやないもので、もつとこの法律に率直に取り組んでわれわれは質問をしておるつもりですから、さういふ観点からお答えいただければありがたいと思ひます。

○山下義信君 見解の相違は相違といひたいと思ひます。修正案の次の説明を承わりたいと思ひます。

○榊原亨君 「附則第二項から第四項まで及び附則第八項を削る」といふのは、ここにございまして経過規定によりまして、「歯科衛生士」を「歯科衛生士」といふ名前にしないのであります。これを削るというのであります。ただこゝにお断わりしなければなりません。これは、この修正案の最後に申し上げておきますところの「附則第八項を削る」といふのは、ダブつておられます。で、最後の「附則第八項を削る」といふのは、これを取り消さしていただきたいと思つております。

○山下義信君 今の御説明にありましたダブつておられますといふのは、どこどこがダブつておるのですか。

○榊原亨君 修正案としてお伺ひいたしました紙に、私が今読みました「附則第二項から第四項まで及び附則第八項を削る」といふ「附則第八項を削る」といふことがこの紙の最後にございまして「附則第八項を削る」とダブつておられますから、そこで「附則第八項を削る」の最後を削つていただきたいのであります。

○山下義信君 わかりました。修正案の案文内容におきましては、一応御説明につきましては了承いたしました。それで、私はこれが討論採決に入ります前に、質疑の過程におきまして政府にお尋ねしておきます。

先ほど私が質疑いたしましたように、この種の大規模の修正といふものは、今回の提案の企図といふか、目的といふものが、全くこれは、何といひますか、むだになるのであります。結局現在の建前の上に、法律の上にこの治療の補助ができるということを加えたばかりのことでありまして、さうしてこの歯科衛生士という制度を、これを非常に積極的に拡大をして、歯科治療面に一新生面を吹き込もうと意図すると、当局が先日来説明したその意図といふものにつきます。非常に大きな変化を来たすのであります。私は、かような修正がもし国会で加えられて、さうして原案の提出者がたんとして、さういふことは、私はあり得ないと思ふんです。これはすなわち、政府が提案したことが国会がそれを認めずして大修正が加えられたといふことについては、これは政府当局として責任を持たなければならぬ。私はさう思ふのであります。これが非常に政策的な法律案であつて、あるいは國税のごとく、これを課しようか、課すまいかといふような、そのときの政府の政策としてやるような、さういふ法案

は、ときによつては国会と意見を異にする場合があるが、かくのごとき政策的といふよりは、むしろ通常研究の結果、さうして実績に伴うこの種の改善が必要であるといふ、ほとんどこれは事務的な改正と言わなければならぬが、こゝいうふうな大修正を加えられたといふことになれば、原案の提出者といふものは私は、責任を負わなければならぬ、これだけの大幅な修正を加えられて、さうして現在の原案の計画は不適当であるといふことの国会から判定を受けたと同じなんです。さういふような未熟な大幅な修正を加えて、政府の考え方はいけないといふような修正を加えられて、厚生当局といふものは、てん然たるはずはない、私は、これは厚生大臣の責任だと思ひます。これがどういふふうな採決になるかしりませんが、もしこの種の修正を受けたらば、私は厚生省は責任を負わなければならぬと思ふ。ほとんどこゝういふような修正は、——修正といふか、改正といふことは、厚生省としては今後よほど慎重な態度を——従来かつてないかくのごとき大修正がなされるというやうなことは、つまり原案の考え方というか、原案の提出のその目的が非常国会でおしかりを受け、いけないといふやうな、さういふやうなことをされたといふことは、私は聞かない。厚生委員として過去八年の間私は聞かないのです。これは厚生大臣として当然責任を負わなければならぬものであるといふことを申し上げておきます。事務当局としては御答弁はできたいと思ひますが、私はこれが修正可決された、あるいは衆議院でこのように改まつたら、厚生大臣の責任

は——非常に不備な法律案を国会に出す。しかも医療制度の一部の改正を企てようとしているのに、かような不備なものを出してきて、そうして国会でそれはいけないと言つてあと戻りをさせられる、差し戻されたということ、は、非常に重大だと思ひます。こういうような事例は、責任を負ふぬというやうなことがあつてはいけないと思ひます。未熟なもので、まだ固まつていないもので、国会で通りそうもないものをおさなりで出して、一部に反対があればすぐにひっくり返つてしまふ、それででん然としてしまふがないというやうな態度をとりながら行政が行へるか。私は言つておく。これはどういふやうな採決になるかしらぬが、これからこういうやうな所信のないうやうな法律案は一切出して下さらぬやうにお願いいたします。こういうやうなことであれば政府原案は信頼できない。

○有馬英二君 議事進行。この修正案は、ただいま山下委員が言われたやうに非常に重大だと思ひます。われわれはこの修正案について一度も今まで御相談にあつたことはない。突如としてこういう修正案が出された。これをまだ十分に私も考慮する余地がありません、時間的に。従ひまして、直ちにこの修正案につきまして採決をされるという事は、私は異議を申しします。ただいま多くの疑義を生じたことでは、これくらいにして今日はおやめになり、次回にお返し願ひたい。

○委員長(小林英三君) ちよつとその前に、今の榊原君から提案されました修正案につきまして、今山下委員、あ

るいは相馬委員等からもいろいろ御意見があつたのでありますが、修正の意図は別として、この立法上——法制局の第一課長中原君、立法上に対して間違ひがないかどうか、字句その他に對しまして。

○法制局参事(中原武夫君) 私どもは、なにもつもりでお手伝ひいたしたのであります。

○榊原亨君 ちよつと速記をとめていただきたい。

○委員長(小林英三君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

○榊原亨君 ただいま私が提案いたしました齒科衛生士法の一部を改正する法律案に対する修正案のうち、第十三条のところで「附則第二項から第四項まで及び附則第八項を削る。」というところがあるのでありますが、その十三條の最後におきまして、また再び「附則第八項を削る。」という言葉がありますが、これが重複しておりますので、最後の「附則第八項を削る。」というのを削除お願いしたいと思ひます。

○田村文吉君 あらためて成文で出していただくやうにお願いしたいと思ひます。

○高野一夫君 委員長、速記をとめて下さい。

○委員長(小林英三君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

それでは榊原委員より提案されました修正案に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議ないものと認めます。

なお、日程によりますというのと、歯科技工法案が残つておるのですが、継続してやりますか、それとも次回に譲りますか。

○山下義信君 次回にお願いしまし

○委員長(小林英三君) では、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十八分散会

昭和三十年七月十五日印刷

昭和三十年七月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局